

平成21年度第2回府中市障害者計画推進協議会 会議録

- 日 時：平成22年3月3日（水） 午後3時15分～4時40分
- 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第5会議室
- 出席者：（敬称略）
 - <委員>
 - 高倉義憲、杉本豊和、下條輝雄、山本博美、野村忠良、石見龍也、真鍋美一、宮地幸、阿保満、吉村輝秋、神山誠吾、藤巻良以、荒畑正子、河井文、鈴木一成
 - <事務局>
 - 福祉保健部長、福祉保健部次長、障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐、大木事務職員、望月事務職員
- 議 事
 - 1 会議録について
 - 2 府中市障害者計画推進評価一覧表について
 - 3 府中市障害者計画の評価方法について
 - 4 次回日程について
 - 5 その他
- 資 料
 - 資料1 平成21年度第1回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）
 - 資料2 府中市障害者計画推進評価一覧表（素案）
 - 資料3 平成21年度実施事業・平成22年度実施予定事業

1 開会

事務局： 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより平成21年度第2回府中市障害者計画推進協議会会議を始めさせていただきます。本日は中川委員、葛岡委員、桑田委員から欠席のご連絡、そして杉本委員から遅れる旨ご連絡がありましたことをご報告させていただきます。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 会議録について

会長： 本日傍聴者はなしということですので、このまま会議を始めます。手元のレジュメの議事1番、会議録について、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、「資料1 平成21年度第1回府中市障害者計画推進協議会会議録(案)」をご覧ください。本日皆様にご了承いただければ、発言者名を削除したうえで公開したいと存じます。

会長： 事務局からの説明が終わりました。何か修正点はございますか。

(鈴木委員より3か所の修正希望あり)

会長： ありがとうございます。確認ですが、「都団体」の「都」を削除。「介護ワーキング事業所」のところを「介護派遣事業所」に修正。それから、「この3者の立場から、物すごく～府中に」までを削除して、「この3者の立場から、障害のある人も障害がない人も住みやすい府中市に」ということでよろしいですか。

委員： はい。

会長： そのほか修正等ございましたら、挙手を賜りたいと思います。

(挙手なし)

会長： では、特にないようですので、今いただきました修正点を反映させた上で、発言者のお名前を削除して、会議録として公開したいと考えております。事務局、よろしくお願いいたします。

(2) 府中市障害者計画推進評価一覧表について

会長： それでは、議事の2番「府中市障害者計画推進評価一覧表について」、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局より資料2について説明)

会長： ありがとうございます。障害者計画における47施策114事業の、平成21年度及び平成22年度の事業実績を記入する表ということですが、この表の様式につきまして、何かご意見やご質問はございますでしょうか。

皆さん方のご意見を聞く前に、私のほうから注文をつけさせていただきたいと思うのですが、このように114事業をただ羅列するだけでなく、事業体系がありますから、事業体系ごとに大分類、中分類という形で整理をしていただければ、非常にわかりやすい表になるのではないかと考えております。

皆さま方の意見も踏まえたうえで、事務局のほうで修正をされると思いますが、ぜひ、見やすい、わかりやすい評価一覧表を作成していただきたいと考えております。この点、よろしく願いいたします。

会長の私が言ってしまいましたけれども、そのほか、委員の方でこの辺も工夫してほしいというような点がありましたら、ぜひ、ご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

委員： 今日の資料の中で、サンプルとして4事業だけコメントが書かれているのですが、実際に21年度の実績を記入していくときには、例えば、広報紙「ふれあい福祉」を4,000部発行したという記載のほかに、配付方法も記入はできないでしょうか。文化センターに何部とか、市役所の窓口で個人に配付したのが何部とかです。当事者にどの程度わたっているのかということが、これではわかりづらいのではないのでしょうか。

あと、コミュニケーション支援事業の中で、件数や実人数が書かれているのですが、その分析みたいなものがあれば評価がしやすいのかなと思いました。ただ「こういう事業をやりました」という羅列ではなくて、その数字に対するコメントなり、分析なりが多少加わっていたほうが、評価する際の参考になるのかなというふうに考えました。以上です。

会長： ありがとうございます。そのほか、どうぞ、忌憚のないご意見を賜りたいと思います。これが、評価を実施するときの基礎的なデータになりますから。

委員： 僕は、この評価表の使い方がまだわかっていません。これから評価基準を決められると思うのですが、この表に書かれたものを基に評価をするのであれば、もっともっと細かいデータを入れなければいけないなと思います。

でも私は、そうではなくて、これとは別にまた資料が出てくるのかなと思っていたのです。事務局としては、ここに全部評価基準の必要なデータは全部おさめて、判断してもらおうというイメージでいらっしゃるのでしょうか。

事務局： これは、あくまで事業の内容や実績値をわかっていたため資料です。評価していただく時には、1事業ずつ評価表をつくって、そこに先ほどご意見のあったとおり、もっと細かな数値の分析や、目標値に対する進捗状況などを入れ込めるものと考えております。

委員： わかりました。

会長： これとはまた別に評価表が出るということですね。そのほか、いかがでしょうか。

では、事務局には、この表にデータを全部埋め込んで資料をつくっていただくということが一つと、それをもとにした評価表の原案を示していただくということで

お願いします。ところで、この表がいつごろ埋まるかについて、大体の目安を事務局のほうからご提示いただきたいと思います。

事務局： 21年度の実績は5月末に固まりますので、6～7月頃には、完成させられるのではないかと考えております。

会長： ありがとうございます。事務局、よろしくお願いします。

(3) 府中市障害者計画の評価方法について

会長： それでは、3番目に移ります。「府中市障害者計画の評価方法について」ということで、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

(事務局より資料3について説明)

会長： ありがとうございます。ただいま、事務局のほうから今年度新たに実施したものの、もしくはレベルアップしたものの、それから、来年度予定されている新たな事業のご説明がございました。

資料の2の事業一覧の項目とリンクしているものもあれば、それらの事業の小項目になるようなものも含まれているかと思いますが、それらが次回の会議でお示しするときには加わって、整理されて、この表に具現化されるというふうに理解してよろしいかと思います。

あとは、先ほどお二人の委員から発言がありましたけれども、この障害者福祉計画に基づくさまざまな府中市の事業についての評価を、どのようにやるかということでございます。これから、事務局並びに私ども会長、副会長のほうで少し詰めた議論をしたいと思いますが、皆さん方からこういうふうなデータを出してほしいとか、こういうふうな評価手法をとってほしいとか、いろいろご要望がありましたら、ぜひお聞かせいただいて、今後の検討の材料にしたいと考えております。

委員： 平成21年度実施事業のうち、災害時要援護者の支援に関する事業ですが、「高齢者や障害のある方など、災害発生時に一人では避難することが難しい方を、地域の支え合いにより支援するため、災害時要援護者名簿を作成します」というご説明でしたが、どういう名簿をつくるのでしょうか。

それから、作成した名簿は、自治会や民生委員の方に配付するのですか。どういう方にそれを配付するのか、お聞きしたいのですが。

会長： ありがとうございます。事務局、お願いします。

事務局： 今、協議を進めているところでございますが、まず、名簿に登載する方は、高齢の方や障害のある方のうち、ご本人から名簿に登載してほしいというご希望があった方のみです。自治会に加入している人の情報は、自治会にその名簿をお渡しして、自治会の中で災害発生時に支援してくれる人を探していただく予定です。ただ、全ての方が自治会に入っているわけではありませんので、そういった場合は、民生委員の方に、その方のご近所で支援してくれる人を探していただくというようなことを考えています。

委員： 障害のある方でも、自分の地域を担当している民生委員が誰かわからない、一度も会ったことのない方も多いと思うのですよ。市役所では把握しているでしょうけれどね。

事務局： あくまでもこの事業は、災害発生時に行政で組織して助けに行ける要援護者の人数は限られてしまいますので、地域の支え合いをお願いする事業でございます。

そこで、まずは自治会をお願いするところなのですが、中には支援してくれる人を見つけられない自治会も出てくると思います。高齢の方が多い自治会もありますし、規模の小さな自治会もありますので…。もし自治会の中で見つけれないということになったときは、地域ごとに民生委員が決まっていますので、その民生委員の方をお願いして、名簿への登載を希望する方の家にうかがって、近所で避難を手伝ってくれる人を探すというような事業として考えています。

会長： 確認ですが、名簿に載せる個人の方というのは、あくまでも本人から申し出があった方を載せる。作成をした名簿については、自治会長さんなり、民生委員さんに配付をして、何か緊急の場合があった場合については、自治会、もしくは民生委員さんのお力やネットワークをもって対応にあたるという理解でよろしいですか。

事務局： はい。それから申し遅れましたが、個人情報の保護につきましては、民生委員には守秘義務がありますが、自治会には守秘義務等がございませんので、個人情報保護に関して協定を結ぶ予定にしております。その協定の内容は、名簿は誰もが見ていいのではなくて、自治会長の家に保管するという。それと、閲覧できる人は、自治会の役員に限られて、役員の誰が閲覧できるかまでは自治会で決めていただいて、閲覧できることになった人に対して協定を結ぶということを考えています。

また、実際に災害が発生した場合は、自治会の支援員だけでは対応できない状況も当然出てくると思われれます。そのようなときには、消防署、警察署、自衛隊など救助活動にあたる人員に対して、名簿を公開していいということになっています。

会長： ありがとうございます。本年度事業と来年度事業につきまして、もうちょっと詳しく知りたいという方がいらっしゃいましたら、ぜひ、発言をお願いします。

委員： 22年度実施予定事業の上から3番目、施設整備費についてなのですが、この施設を整備するという事は、どの評価項目とリンクするのでしょうか。

事務局： 府中市福祉計画の186ページ③「障害者福祉施設の体系化」、187ページ②「日中活動の場の充実」表の一番上でございます「生活介護（自立支援給付）」に関連します。さらに、208ページにございますが、平成21年、22年、23年と3カ年かけて、生活介護事業の利用者を3,200人/月、4,400人/月、6,300人/月という形で増やすという計画もございます。月あたりの延べ利用人数を増やすというのは、要するに施設の入容を拡充しなくてははいけませんので、この部分にも関係してまいります。

細かなところでの関連はほかにもありますが、大きなところはその3点です。

委員： ありがとうございます。それと、この施設は主に「知的障害者（医療的ケアを

必要とする重度障害者)」が対象ということですが、知的障害者で医療的ケアを必要とする方はそんなに多くないかなと思うので、何か制度上の問題でしょうか。なぜ知的障害者の施設になるのかなと、疑問に思うのですが。

事務局： 設立当初から知的障害者支援を中心にやっていた施設なので、このように書いてありますが、実際には障害種別による施設の区別はございません。法律上は、もし身体障害のある方や、精神障害のある方が生活介護の利用を希望した場合は、受け入れることになっています。ですから、主に知的障害のある方を受け入れる施設だと考えていただいてもよろしいかと思います。

委員： その中でも、ここに括弧で強調されているように、医療的ケアの必要な方を積極的に受けようという施設なのですね。

事務局： そうです。医療的ケアの必要な方を受け入れるには、看護師等の配置も必要になりますので、そういった施設整備のための補助金を出す予定にしております。

委員： わかりました。ありがとうございました。

会長： そのほか、事業について何かありますでしょうか。

委員： 府中市福祉計画208ページに、目標とか実績とか出ていると思うのですがけれども、今日の話でも具体的な施設名が出てきているので、今後評価を進めていく中でも、日数などの数字だけだと漠然としていてよくわからないので、施設名や施設数、その施設の定員が何人というような細かい情報がほしいなと思います。

あと、高次脳機能障害の支援事業費に関して、相談支援者の配置と言われていたのですが、これは市に配置されるのかどうかということをお聞きしたいのですが。

それから、大きな話になってしまいますが、この協議会の内容として、この事業はまだ進んでいないからどうやって進めていこうか、というところまで話をしていく会なのか、進んでいる状況を見ていって、それを評価して報告する会なのか、どっちなのかなと。一緒に進めていくというところまで踏み込んでいける会なのかということをお聞きしたいなと思います。

事務局： 最初のご意見はそのとおりだと思いますので、できるだけ細かく載せていきたいなと思います。

次に、協議会のあり方、皆様にやっていただきたいことですが、実際に次期計画をつくってもらうまでを考えておまして、それまでの間に、中間的に1回評価をするということになります。そこで何か足りないものがあったり、その時代の変化に伴って新しい事業をつくろうということであれば、次期計画に向けて検討していただくといいように考えております。

最後に、高次脳機能障害の相談支援者の配置先はどこになるのかということでしたが、そちらは事業を委託するような形で考えております。

会長： 具体的な委託先は、既に検討中でいらっしゃいますか。

事務局： 委託先については、今、予算審議をしておりますので、これは決まった段階で、

またお知らせをさせていただきたいと思います。

委員： わかりました。

委員： 前回欠席いたしましたので、も似的外れな質問でしたら申し訳ございません。ひとつひとつの細かい事業については、別途資料等で確認しなければわからないということはわかるのですが、評価方法というのは、例えば数字で、あるいはABCで評価をするとか、文書化するとか考えられますよね。それとも基準をつくって、時代にあっているとか、ニーズがどれくらいあるとか、そういう形で評価をするのでしょうか。

それから、府中市では、障害者計画以外の計画でも評価をしてきていると思うのですが、それはどのような計画でどんな評価をしてきたのか、あるいは、ほかの自治体ではどのような評価方法をとっているのかとか、そんなことを教えていただければ大変ありがたいと思います。

事務局： 実は、決まった評価方法というのが、まだございません。地域福祉計画と高齢者保健福祉計画についても、同様に評価をするということになってはおりますが、こちらの二つについても、具体的な評方法はまだ検討している状況です。

さまざまな評価の方法があると思います。例えば、市で行っております行政評価につきましても、市で決めた一定のルールがありまして、それに基づいて評価をしているというやり方もあります。あるいは、○×△で評価するとか、数値的なもので評価するとか、またはこの福祉計画をつくったときのようにアンケートと取るといった方法もあるのかもしれませんが、どのような評価方法を採用かについては、議論していただけたらと思います。

それから、他市の状況については、後日調査をさせていただいて、わかった段階でまたお話をさせていただきたいと思います。

会長： ありがとうございます。評価方法を決めるのに、何もたたき台がないという状態では、これがいいとか、あれがいいとか言えないというのは、ご指摘のとおりでございます。

それで、これは皆様方に私のほうからご提案というか、お願いということになるのですが、今日の会議が終わりました後、会長・副会長・事務局で原案を検討いたしまして、次回の会議には、評価方法・評価基準・評価のための基礎データを皆さん方に提示をさせていただいて、それについて、さらに皆さん方からのご要望やご意見を賜るという形にしたいというふうに考えております。今日のところは、本当にこれが評価方法なのかというご不満も多々おありとは思いますが、ご容赦をいただきたいと思います。

本日はせっかくお集まりいただいておりますので、こんなものも入れてほしい、あんなものも入れてほしいというようなご要望があれば、たたき台の基礎にしたいと考えておりますので、ぜひ、お聞かせいただければと考えております。

委員： 私は、この場でどういうものがありますかと言われても、幾つも思い浮かばない

ものですから、後日書面で意見を述べさせていただくことはできないですか。

会長： 大歓迎です。その場合、窓口は事務局のほうでよろしいですか。

事務局： はい。

委員： では、細かなことは後日にさせていただきますが、先ほどほかの委員もおっしゃいましたが、数字で何件相談があったかではなくて、相談であれば具体的にどんな内容が特に大変だったのだけれども、こういうふうによく解決できたというような、内容や質の部分までうまく反映できるような評価基準にしてほしいなというふうには考えております。

会長： ありがとうございます。我々にとっては非常に厳しい宿題が出ましたけれども、ぜひ、何かそのほかご意見があればお願いいたします。

委員： 今は「アウトリーチ」という言葉を使うようですが、地域で暮らしている人への訪問支援ということを、しっかりやらなければいけないと思うんです。この予定事業を見ると、そこはあまり力が入っていないのではないかという気がするのです。

精神の障害の方だけでなく、重い障害の方には、どこの施設にも通えない方もいらっしゃるしまして、その方たちを市としてどのようにサポートしていこうとしているのか、その辺が明確になるような事業が私は欲しいと思うのですね。

これらの量をふやそうということも非常に大事なことなのですけれども、量とともに、今お話があったように、一人一人の事例がどのように改善されていったかといったようなことの把握ができる方法がもしあれば、ぜひ取り入れなければいけないというふうに思います。

それと、地域の引きこもりせざるを得ない状況の人に、どのような方法でサービスを提供していけるのかというようなことも、本当に力を入れなければいけないと思います。それには、市報などで「訪問しますので、必要な方はお知らせください」とかいう広告を出していただいて、例えば、そこに保健師さんが訪問してみるとか、そのような希望者を募った上で訪問支援とかをするような、それも目標をちゃんと立てて、評価ができるような形での取り組みを何かしていただければというふうに思います。

会長： ありがとうございます。もし私の理解が間違っていたら教えていただきたいのですが、地域支援の一環として、もちろん精神障害者だけではないけれども、なかなか表に出てこない人たちに対して、市のシステムとして、訪問支援をするなり何なりして、もっと積極的にかかわっていくような事業を進めていただきたいということでもよろしいでしょうか。

委員： はい。

会長： ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがでしょう。

委員： 災害時要援護者支援事業なのですが、これは障害者だけでなく高齢者も関係してくるわけですね。今、私は地域で会長をやっているのですが、その事業について回覧で見ましたが、75歳以上でひとり暮らしというような条件があって、その人が希

望すればやるということですからけれども、例えば希望者に対して受け入れるほうが少ない場合の対策も、もう考えていらっしゃるのでしょうか。

これはとても画期的な事業だと思うのです。ただ、災害時の場合は、皆それぞれ大変な状況でしょうから、支援にあたる人のほうも大丈夫なのかなど。やってほしいという要望のほうが多いか、その辺の比率について懸念しているところなのですからけれども、いかがでしょうか。

事務局： この事業はあくまで、災害発生時にひとりで避難できない方を、できる範囲でサポートしていただくという事業です。自分自身が被災した状態でも絶対に支援しなければいけないわけではありませんし、消防隊や自衛隊の代わりにしてくれということではないのです。

発災したときは、最初の何十分が勝負だと言われています。1週間後に救われる人がいるかもしれませんが、発災直後に、できるだけ周りの人で助け合って、なるべく逃げ出してくださいねという事業です。今の段階では、要援護者が誰だかわからないと誰も助けに行けないので、それをまず明確にしようというところなんです。

委員： 自治会長が過大な責任を負うことはありませんか。会長というのは当番制でやっていますので、自分のときにこういうものが回ってきて困るといふ会もかなりあるのではないかなど懸念しているのですが…。

事務局： 絶対に探してくださいとまではお願いしておりません。もし支援してくれる方を見つけられなかったら、市へ相談してもらおうように話しています。

会長： 緊急時対策は、障害者だけに限らず高齢者についても、阪神大震災で大きな問題になりました。他課とも絡む話なので、なかなか難しい部分もございますけれども、市としては、高齢者も障害者も、ともに対応しなければいけない存在ではあります。この辺も高齢福祉課と協力しながらご検討いただきたいと思っております。

委員： 今おっしゃられた災害時要援護者の事業の件なのですが、私は国家公務員なので、もし災害が起きたときには、その地域での救護だとかということ任命されているのですよね。要するに、無条件で近隣の方に対するフォローをなささいということが決められているというのが一つあります。

また、我が家も父親と母親が高齢なのですが、災害時には障害者、高齢者だけで住んでいる家というのがネックになってくるのではないかなと思います。

府中市に考えていただきたいのは、障害者、高齢者のみで生活なさっている方に関しての情報を、どうやって近隣の方に把握してもらおうかです。淡路の地震ではないのですけれども、僕は姫路に叔母がいて、あの地震のときにすごい大変な思いをしたということなんです。叔母のところは家が崩壊したのですが、近所の方に対して助けを求めて、助けてもらったというのが事実だったらしいのですよね。

ですから、こういう事業を実施していただけるのはいいと思うのですけれども、ここの家は障害者、高齢者のみで生活している方なのだというのを地域でしっかり把握していただいたほうがよろしいのかなと思います。

それと21年度の新事業の中に「就労支援施設の整備」ということが書いてあるので、他市のケースをお話しさせてもらおうかなと思います。

身体・知的・精神と3つの障害がありますが、府中市の場合、就労支援の窓口は一括してみ～なになっております。ただ、3障害全部をみ～なでやっていただくというのは、大変なことではないかなと思います。近隣の市などを見ますと、精神障害の方に関しては、別の機関で担当しているところもあるようなのです。それで今日資料を見させていただいて、精神障害のある方への対応が得意な法人が運営する施設が新たにできるということですので、今後、就労につながるケースがますます増えていくのではないかなということを期待しております。

副会長： このあたりで、ちょっと整理をさせてもらいたいと思います。障害者計画に載っている政策を今後どう評価していくかというところで、評価方法については、事前に委員の方からご意見をいただいたうえで、正副会長と事務局とで案をつくって、来年度の1回目に提案をさせていただくということでした。また、21年度新規事業や22年度実施予定事業は、後日資料2の一覧に加わってくるだろうと思います。それと、来年度こういうものも新たに予定していますというのも加えたほうがわかりやすいだろうと思います。

例えば今、皆さんからご意見をいただいていた災害時の要支援のことだと、21年度実績のところには、おそらく名簿をつくりましたという実績が入りますよね。そして、実際名簿に掲載された本人はどう思ったのか…例えば掲載されたことで安心感が得られたのか、それだけではまだまだ不安なのか。もしくは、名簿を受けとった自治会や民生委員の人たちが、その名簿をどう取り扱ったらいいのかわかりづらかったとか、名簿をもらえたことでこういう人が地域に住んでいるのだなということがわかったとか、そういうことが恐らくこの事業に対する評価になるのだろうと思うのですね。

だから、そういうご意見を、障害の当事者の方だけではなくて、多くの市民の方がどう評価してくれたかを、どうやったら吸い上げることができるかという点について、皆さんからご意見をいただきたいのだと思うのですが、そういう整理でよろしいでしょうか、会長。

会長： ありがとうございます。最後に、うまく整理をしていただきました。

委員： すみませんが、22年度実施事業でわからないところがあるので、質問させてください。上から2番目の障害者困難事例支援検討会、先ほど講演会のようなことを実施するとご説明がありましたけれども、検討会の参加者は、相談支援従事者だけですか。それとも、そういう役割を持っていない人でも、関心がある人はだれでも参加できるのでしょうか。

また、講演会というのは、一つのホールに集まってお医者さんの話を聞くという形を想定されているのですか。あるいは、グループワークみたいな形で、実際の事例をもとに研修をするという形でしょうか。私は後者のほうがいいかなと思っています。

るのですが…。

それともう一つ、障害者移動支援事業の中に、「原則通年、長期にわたる外出は支給対象外であるが、小中学校への通学について、要件に基づき対象とする」というふうにあるのですが、これを広げてもらうのは、私は大歓迎なのです。ただ、義務教育の小中学校の通学について対象とするということは、これは通年、長期になってしまうのではないかなというふうに思うのですが、この辺りの整理の仕方はどうなるのかなということです。

最後に、福祉計画186ページ③の障害者福祉施設の体系化、先ほど説明のあった中で気になったことなのですけれども、「障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行に伴い、各施設の専門性を高め、体系化が図られるよう支援します」という方針になっていますけれども、ご存知のように、厚生労働大臣は、障害者自立支援法を廃止するというふうに明言されてしまっているのです、新体系移行支援を府中市はどうされるのかなというところを確認したいのですが。

事務局： はじめに、困難事例検討会の対象者ということですが、障害者福祉の相談員や関係職員を対象に、スキルアップを図ることを考えております。実施方法は、専門医の方をお招きして、実際の事例を取り上げて、対応のノウハウなどをアドバイスしていただくという形式を考えております。そういった場を10回程度設けたいと思っています。

次に移動支援についてですが、国の方針を見ても、基本的には通学や通勤など継続的に行うものについては対象にはならないという位置づけになっています。そこで府中市では、通学のうち義務教育である小中学校への通学について、一定の要件に基づき対象とするわけですが、もちろん希望する全員が対象になるというわけではありません。

例えば、一人親家庭で親御さんが生計維持のために就労している場合とか、その家庭の主たる介護者自身にも障害がある場合とか、あるいは、介護者がひとりに対し障害児が複数いて別々の学校に通っている場合など、特定の条件に合致する方に対して事業を拡大するような形で考えているところになります。

最後に、自立支援法が廃止された場合どうするかという話なのですが、本協議会についても自立支援法に設置の根拠があるわけで、そうすると根本から覆ってしまう可能性もあります。このことについては現在、国の改革推進会議というところで検討されていると聞いておまして、夏ごろには骨子が出るのではないかとされています。それに基づいて、3年ぐらいかけて制度設計をし、関係省庁とのすり合わせをして、5か年ぐらいかけて完成を目指すようにしていこうということのようですので、国の動向を見ていくしかないのかなというふうに考えております。

委員： ひとつ確認なのですが、そうすると、困難事例検討会は意見交換のような形式で実施するというところで、一方的に講師の話聞くわけではないのですよね。

事務局： そうです。

委員：よかったです。それと移動支援ですが、通学へ拡大して下さって本当にありがたいと思っています。支給を認めるかどうかは要件がきちんと決められていて、その事例ごとにご相談すればよろしいということですね。

事務局：はい、そうです。

委員：ありがとうございました。

(4) 次回日程について

会長：では、次の議題に入ります。最後の議題は次回日程です。今日ここで日程をお示しするのではなく、評価方法のたたき台ができたところに、改めて日程を調整させていただきたいと考えております。21年度の事業実績が確定するのが5～6月だそうですので、そこから作業に1～2か月かかるとして、目安としては7～8月ごろ開催となるのではないのでしょうか。

曜日につきましては、今までの様子からすると水曜日をご都合のいい委員さんが多いようですので、水曜日がよろしいかと思いますが、いかがでございましょうか。何か事務局から、補足はありますか。

事務局：とくにありません。

会長：では、我々に一任ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(5) その他

会長：本日は以上ですが、最後に何かご意見等ございませうか。

副会長：すみませう。たたき台の作成についてですが、できたら多くの委員さんから意見をちょうだいしたいと思ひます。そのご意見をいただくのには、事務局のほうで締切を設けたほうよろしいのでしょうか。

事務局：あまり時間がないところで申し訳ございませうが、ご意見は3月中に事務局までいただければと思ひております。締切までに頂いたご意見をもって、たたき台の検討に入りたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。また、連絡方法ですが、もしメールをご希望される場合は、障害者福祉課の代表のメールアドレスがございませうので、そちらのほうに送っていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

会長：言った、言わないのというのが一番困りますので、できましたらメール、もしくはFAXなり、郵便なりということで、なるべく証拠が残るようになっていただければありがたいと思ひます。

それでは、これで平成21年度第2回の府中市障害者計画推進協議会を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

— 了 —

以上